

京田辺市子ども・子育て支援事業計画課題整理シート

「基本目標 1 子どもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり」についての課題

<p>1 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターを平成 32 年度に全国展開（「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年）） ・産前・産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドライン（平成 29 年） ・育児・介護休業法が改正（平成 29 年） ・働き方改革実行計画（平成 29 年） ・女性の育児休業取得率は 81.8%（平成 28 年度）と利用が進んでいる（厚生労働白書） ・第 1 子出産後の女性の継続就業割合をみると、53.1%（平成 27 年度）（厚生労働白書） ・男性の育児休業取得率は 3.16%（2016 年度）（厚生労働白書） ・男性の子育てや家事に費やす時間は先進国中最低の水準である。（厚生労働白書） ・インターネットの情報に振り回される親たちもおり、混乱や誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまづきのリスクも高くなっている。（子育て世代包括支援センター業務ガイドライン）
<p>2 市の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度から妊娠期から見通しを持って子育てが楽しくできるよう、市民の声を反映させた「子育てガイドブック」を発行した。 ・妊産婦が産前・産後の体調不良のため家事や育児を行うことが困難な核家族などに、ホームヘルパーの派遣事業を始めた。 ・地域子育て支援センターと一時保育室を三山木保育所に新設した。 ・市立幼稚園で預かり保育の実施時間延長をするとともに、長期休業期間中も実施を始めた。 ・保育所（園）において、巡回発達相談を行っている。 ・平成 31 年度から子育て世代包括支援センターを開設した。その開設に先行して、30 年度から「産前・産後サポート事業」と「産後ケア事業」を実施した。 ・「産後うつ」の状態を早期に把握するため、訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を導入し、産後のメンタルヘルスの不調を早期に把握する事業を始めた。 ・子育てひろばで「訪問相談事業」を始め、利用者や妊婦から依頼により、市保健師と連携して訪問相談を始めた。
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもをみてもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 23.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が 12.9%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。 ・母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 37.0%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 22.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 18.7%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。 ・育児休業の取得状況は、母親は「働いていなかった」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 42.7%、「取得していない」の割合が 10.6%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。 ・留守家庭児童会について、実績人数が確保量を上回っているが、余裕教室の活用などにより、希望者全員の入会ができています。 ・低所得者及び 0～2 歳の子育て世帯に対するプレミアム付商品券を発行・販売を行っている。 ・医療的ケア児・重度心身障害児に対し、医療機関が受け入れ体制を整備した場合に助成を行っている。

4 主な課題

《相談等》

- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うこと。
- 相談相手がない方や子どもの預け先がない方への対策（周知やアウトリーチなど）を行い、既存事業へつなげること。
- 複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うこと。

《生活に困難を抱える家庭への支援》

- 支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実すること。

《障がい児への支援》

- 障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実すること。
- 医療的ケア児・重度心身障害児に対する支援施策を推進していくこと。

《ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり》

- 母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育園所（園）に入るために、仕事へ早期復帰している現状があるため、利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所（園）や留守家庭児童会などを整備すること。
- 女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休暇制度を利用しやすい気運の醸成を図ること。

「基本目標2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり」についての課題

<p>1 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消加速化プラン（平成 25 年） ・子育て安心プラン（平成 29 年） ・保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定（平成 30 年4月施行） ・就学前教育（保育・幼児教育）の無償化（令和元年 10 月予定） ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年） ・子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年） ・自殺総合対策大綱（平成 29 年） ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年） ・児童に関する条約（子どもの権利条約）（平成6年） ・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年） ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年） ・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 29 年） ・障害者基本計画(第4次)（平成 30 年）
<p>2 市の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松井ヶ丘保育園が平成 31 年 4 月に幼保連携型認定こども園へ移行（幼稚園 15 人・保育所 20 人増）。これに伴い、松井ヶ丘保育園分園を吸収し閉園した。 ・幼保連携型認定こども園「こもれび」が平成 31 年 4 月に開園（定員 198 人＝幼稚園 60 人・保育所 138 人）した。 ・市立幼稚園の保育室等にエアコンを整備した。 ・幼稚園・保育所における就学前教育から小学校教育への滑らかな接続を図り、学びの連続性を確保するため、京田辺市独自の「幼小接続カリキュラム」を導入。 ・発達などに障害がある児童の自立と社会参加に向けて、支援ファイルを通じて継続的支援を行っている。 ・要保護児童対策地域協議会と連携して、子ども虐待防止対策の充実を図っている。
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平日利用している教育・保育事業は、「認可保育所（園）」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「公立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が 18.2%、「公立幼稚園（預かり保育を利用）」の割合が 11.6%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「私立幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が減少しています。 ・就学前児童調査の子育てで不安や負担と感ずることは、「子どものしつけ」の割合が 46.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」の割合が 45.3%、「食事や栄養」の割合が 40.0%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「子どものしつけ」「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が減少しています。 ・小学生調査の子育てで不安や負担と感ずることは、「子どもの教育や将来の教育費」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が 36.4%、「子どものしつけ」の割合が 34.2%となっています。 ・小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年（1～3年生）の間は、「自宅」の割合が 56.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 53.5%、「留守家庭児童会」の割合が 40.3%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。 高学年（4～6年生）になると「留守家庭児童会」の割合が 23.3%と低学年（1～3年生）に比べ下がるものの、平成 25 年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。

4 主な課題

《保育所や留守家庭児童会等の整備等》

- 子ども人口が減少する中、母親の就業率が増加や保護者の就労形態の変化を踏まえて利用者のニーズに対応し、待機児童を発生させないために、計画的な施設整備が必要。
- 留守家庭児童会の利用者ニーズが高まる中、子どもの放課後の居場所に対する安心・安全を求める市民ニーズに対応するため、放課後子どもプランとの一体的な提供を検討していくことが必要。
- 保育士及び支援員等の担い手の確保をしていくこと。
- 保育士及び支援員等の資質向上に努め、質の高い保育を進めること。

《心を豊かにする学習・体験》

- 体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていくこと。

《虐待防止対策》

- 児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化すること。
- 関係機関とともに、虐待防止対策に対する知識を深めること。

《子ども、家庭、学校への支援》

- 関連機関が連携し、一貫した支援体制を整備すること。
- 発達に支援が必要な子どもを早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、相談体制の充実を図ること。
- 発達に支援が必要な子どもの地域の居場所において、地域支援体制の充実を図ること。
- いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応できる対策を総合的に進めていくこと。
- 学校の集団生活や学習に困難を抱える子どもの増加に伴い、指導方法の助言など学校支援のニーズに対応していくこと。

「基本目標3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」についての課題

<p>1 国の方針及び社会動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての不安や負担を一人で抱えている親の増加（厚生労働白書） ・子どもが巻き込まれる交通事故や、子どもが被害を受ける痛まし事件が多発
<p>2 市の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくり事業や児童館事業など、地域におけるさまざまなネットワークを利用し地域活動などを通じた居場所づくりを進めている。 ・地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の教育力の向上を図っている。 ・地域子育て支援センターと一時保育室を三山木保育所に新設し、仲間づくりを進めた。 ・民生委員・児童委員が行う「子育て支援事業」に対して支援を行っている。 ・子どもの居場所づくりを、区・自治会で開催している。 ・都市公園や水辺の散策路を整備した。 ・通学路・生活道路の安全確保のため、ゾーン30規制や路側帯のカラー舗装を行った。
<p>3 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年（1～3年生）の間は、「自宅」の割合が56.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が53.5%、「留守家庭児童会」の割合が40.3%となっています。平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。 ・高学年（4～6年生）になると「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が70.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が67.4%、「留守家庭児童会」の割合が23.3%となっています。平成25年度調査と比較すると、「留守家庭児童会」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。
<p>4 主な課題</p>	<p>《地域の担い手》</p> <p>○地域における支え合いの基盤が弱まる中、新たな担い手を発掘していくこと。</p> <p>《環境整備》</p> <p>○乳幼児を連れて子育て中の方が気軽に外出できる環境を整備すること。</p> <p>《安心・安全》</p> <p>○警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起の継続をすること。</p> <p>○子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めること。</p>